

## 介護保険

お問合せ  
福祉介護課介護保険係

# 介護保険料の年金からの天引き (特別徴収)の仕組みについて

市区町村が直接、各個人から介護保険料を徴収することを「普通徴収」、これに対し、年金保険者(日本年金機構など)が市区町村に代わって、支給している年金から介護保険料を徴収することを「特別徴収」と言います。

### 対象となる方

受給している年金が年額18万円以上の方 → 年金からの天引き(特別徴収)となります。

### 特別徴収の対象者の方でも、一時的に普通徴収となる場合があります

○年度途中で保険料が増額になった	増額分は、普通徴収となります。
○年度途中で65歳になった ○年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった ○年度途中で他の市区町村から転入してきた	特別徴収の対象者として把握される月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の概ね6カ月後から天引きになります。それまでは、普通徴収となります。
○保険料が減額になった ○年金が一時差し止めになった	翌4月に対象者として把握されると、把握された年の10月から特別徴収が再開します。それまでは、普通徴収となります。

### よくある質問!

Q 会社等に勤めていて、健康保険からも介護保険料が引かれているのに、65歳になったら村からも介護保険料の納付書が届いたが、二重に払うことにならないか?

A 月単位(月末を基準)で計算されているので、原則二重払いにはなりません。ただし、被保険者ご本人の方が、65歳以上の場合でも、被扶養者の方の中に40歳から64歳の方がいる場合、健康保険からも介護保険料が引かれる場合があります。

(例)10月10日が65歳の誕生日の方は、9月分までが健康保険料に含まれ、10月分以降は村からの介護保険料として請求されます。

Q 特別徴収から普通徴収に変更することはできませんか?

A 65歳以上の方の介護保険料の支払い方法については、特別徴収が優先とされていますので(介護保険法第131条および第135条の規定)、普通徴収に変更することはできません。(国民健康保険・長寿医療制度のように、世帯主等の口座からの引き落としに変更することもできません。)

Q 介護サービスを利用していなくても保険料を払わなければならないのですか?

A 介護サービス利用の有無にかかわらず、40歳以上の方は、原則として全員、保険料を納めていただきます。介護保険は、すべての被保険者に保険料を負担していただくことで、社会全体で介護を支える助け合いのしくみです。今は、利用することがなくても、将来、介護が必要となったときに専門家のサービスを受けられるしくみが整っていれば、大きな安心感につながります。

自立した暮らしを助け、介護する家族の負担を減らす介護保険制度のしくみと保険料の大きな役割にご理解とご協力をお願いします。

Q 介護保険料は65歳になるとすぐに年金から天引きされるのですか?

A 65歳になってすぐや、他の市区町村から転入してきたときは、村と年金保険者との事務手続きが完了するまでは、年金からの天引きを行うことができません。

これらの場合、概ね6カ月間は納付書や口座振替により、金融機関を通じて納付をしていただくこととなります。ご面倒をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。